

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株)谷田組	徳島県海部郡海陽町相川字笹草40

### 2. 指名停止措置期間

令和3年5月21日 から 令和3年6月3日 まで 2週間

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件は、令和元年12月3日に、徳島県海部郡海陽町所在の(株)谷田組の資材置場において、(株)谷田組の現場監督が移動式クレーンを操作した際、機械等による労働者の危険を防止するための措置を講じなかった。また、同現場監督は、同移動式クレーンが横転することを未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、操作を続けた過失により、同移動式クレーンを転倒させ、同社労働者が下敷きとなり死亡した。

これらにより、牟岐簡易裁判所から、(株)谷田組が労働安全衛生法違反により罰金、同社現場監督が労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により罰金の略式命令を受け、令和3年1月29日にその刑が確定した。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当する。本件については、指名停止2週間とする。

#### 指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 森田 義人 (内線2511)

○総務部契約課建設専門官 徳永 崇 (内線2512)